

給実甲第1341号

令和7年2月12日

人事院事務総長

給実甲第1306号の一部改正について（通知）

給実甲第1306号（博士課程修了者等の初任給基準の改正に伴う在職者等の号俸の決定について）の一部を下記のとおり改正したので、令和7年4月1日以降は、これによってください。

記

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
第2 適用日後に行政職俸給表(一)初任給基準表備考第5項等の規定の適用を受けることとなった職員の号俸の決定について	第2 適用日後に行政職俸給表(一)初任給基準表備考第5項等の規定の適用を受けることとなった職員の号俸の決定について
1 (略)	1 (略)
2 前項に定める異動に該当する異動をした職員（当該異動をした日（ <u>以下この第2において</u>	2 前項に定める異動に該当する異動をした職員（当該異動をした日（ <u>以下「異動日」とい</u>

「異動日」という。)に昇格又は降格以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員を除く。)の当該異動後の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。ただし、特別の事情によりこれにより難しい場合には、あらかじめ個別に事務総長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

一 初任給基準表の試験欄の「総合職(院卒)」の区分を適用して職務の級及び号俸を決定された職員で、異動日において博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)の学歴免許等の資格を有する職員  
異動日の前日において受けていた号俸(異動日に昇格又は降格をした職員にあつては、当該昇格又は降格後の号俸を異動日の前日において受けていたものとした場合の同日における号俸。以下この項において同じ。)の4号俸(行政

う。)に昇格又は降格以外の事由によりその受ける号俸に異動のあった職員を除く。)の当該異動後の号俸は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める号俸とする。ただし、特別の事情によりこれにより難しい場合には、あらかじめ個別に事務総長の承認を得て、別段の取扱いをすることができる。

一 初任給基準表の試験欄の「総合職(院卒)」の区分を適用して職務の級及び号俸を決定された職員で、異動日において博士課程修了(大学6卒後のものに限る。)の学歴免許等の資格を有する職員  
異動日の前日において受けていた号俸(異動日に昇格又は降格をした職員にあつては、異動日の前日に当該昇格又は降格をしたものとした場合の同日における号俸。以下この項において同じ。)の4号俸上位の号俸

職俸給表(一)の適用を受ける職員  
員でその職務の級が8級以上  
であるもの又は規則第38条  
の2第1号から第4号までに  
掲げる職員（以下この項にお  
いて「行(一)8級以上職員等」  
という。）にあっては、1号  
俸)上位の号俸

二 初任給基準表の試験欄の  
「総合職（院卒）」の区分を  
適用して職務の級及び号俸を  
決定された職員で、異動日に  
おいて博士課程修了（大学6  
卒後のものを除く。）の学歴  
免許等の資格を有する職員  
異動日の前日において受けて  
いた号俸の3号俸（行(一)8級  
以上職員等にあっては、1号  
俸)上位の号俸

三 初任給基準表の試験欄の  
「総合職（大卒）」又は「I  
種」の区分を適用して職務の  
級及び号俸を決定された職員  
で、異動日において博士課程  
修了（大学6卒後のものに限  
る。）の学歴免許等の資格を

二 初任給基準表の試験欄の  
「総合職（院卒）」の区分を  
適用して職務の級及び号俸を  
決定された職員で、異動日に  
おいて博士課程修了（大学6  
卒後のものを除く。）の学歴  
免許等の資格を有する職員  
異動日の前日において受けて  
いた号俸の3号俸上位の号俸

三 初任給基準表の試験欄の  
「総合職（大卒）」又は「I  
種」の区分を適用して職務の  
級及び号俸を決定された職員  
で、異動日において博士課程  
修了（大学6卒後のものに限  
る。）の学歴免許等の資格を

有する職員 異動日の前日において受けていた号俸の6号俸（行(一)8級以上職員等にあっては、2号俸）上位の号俸

四 初任給基準表の試験欄の「総合職（大卒）」又は「I種」の区分を適用して職務の級及び号俸を決定された職員で、異動日において博士課程修了（大学6卒後のものを除く。）の学歴免許等の資格を有する職員 異動日の前日において受けていた号俸の5号俸（行(一)8級以上職員等にあっては、2号俸）上位の号俸

五 （略）

3～5 （略）

有する職員 異動日の前日において受けていた号俸の6号俸上位の号俸

四 初任給基準表の試験欄の「総合職（大卒）」又は「I種」の区分を適用して職務の級及び号俸を決定された職員で、異動日において博士課程修了（大学6卒後のものを除く。）の学歴免許等の資格を有する職員 異動日の前日において受けていた号俸の5号俸上位の号俸

五 （略）

3～5 （略）

以 上